

指定管理者の管理運営に対する評価シート (総合評価)

1 公の施設

施設名	大北高等職業訓練校	設置年月	平成7年4月
所在地	大町市大町1058番地13	所管課	産業観光部 商工労政課

2 指定管理者

団体名	大北高等職業訓練校	選定方法	非公募
住所	大町市大町1058番地13	指定期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日

3 当該施設の管理運営に関わる経費 (単位: 千円)

別紙参照

4 管理運営に対する評価、制度導入の効果について (総括)

指定管理者	合計評価点数	$\frac{65}{100}$ 点中	総合 評価ランク	B
【総括】 職業能力開発促進法に基づき、実施した各種訓練 (自主事業) について、目的がほぼ達成できたと考える。施設の運営面においても、良好な運営に努めてきた。				
施設所管課	合計評価点数	$\frac{69}{100}$ 点中	総合 評価ランク	B
【総括】 従来から職業訓練を目的として、県及び大北5市町村で補助金などで運営してきている。限定された利用であるが、当地域の就業及び雇用促進のため今後においても期待する。				

5 大町市行政改革推進委員会の意見

【行政改革推進委員会による意見を掲載】

6 大町市指定管理者評価委員会の評価・意見 (相応の収益が見込まれる施設において中間年次以降のみ添付)

【指定管理者評価委員会による評価・意見等を掲載】

7 評価内容

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価			
1 施設の運営について		配点合計 20	14 点 16 点
経営方針		配点 10	指定管理者 所管課
施設運営のための経営方針は適切であったか		A 8	A 8
市の方針、施設の設置目的、業務等を的確に理解し運営されているか			
【指定管理者の評価】 職業能力開発促進法に基づき、実施した各種訓練（自主事業）について、目的がほぼ達成でき、施設の運営も適切に運営できたと考える。			
【所管課の評価】 訓練校として、介護福祉など時代に対応した訓練項目を設定し、就職に直接つながるものを実施するなど、積極的な取り組みが図られている。			
利用者のサービス向上・利用促進に向けた取り組み		配点 10	指定管理者 所管課
サービス向上のための取組みは適切であったか		B 6	A 8
利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足度が得られているか			
利用者の要望・意見の把握・対応は適切であったか			
利用者のトラブルの未然防止と対処方法は適切であったか			
施設の設備等の活用は適切であったか			
広報など利用に関する周知計画は適切であったか			
利用促進への取り組みは適切であったか			
施設利用（貸出）に関する具体的な計画は適切であったか			
【指定管理者の評価】 利用者アンケートは実施していない。利用者（訓練生）からの要望や意見については、随時、受付ている。 利用者（訓練生）に対しては、施設の利用方法（喫煙場所の徹底）など周知に努めている。 訓練生の募集は、市町村の広報紙などを活用し、広く周知に努めている。			
【所管課の評価】 利用者アンケートは、未実施。 利用者（訓練生）への遵守事項は、開校式をはじめ講座の開催時の際に周知徹底させている。			

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

2 危機管理体制、平等利用等について		配点合計 20		10 点		10 点	
安全管理・安全対策		配点 10		指定管理者		所管課	
利用者の安全確保に関する研修を実施し、職員が内容を熟知しているか							
防災訓練等が実施されているか				B 6		B 6	
施錠、警備体制等は適切であるか							
その他緊急時の対応が適切であったか							
<p>【指定管理者の評価】</p> <p>講師と受講者に周知を徹底し、利用者の安全対策に日頃から気を配っている。法令に基づく防災訓練等を実施し、防災対策に万全を期している。</p>							
<p>【所管課の評価】</p> <p>施設の利用について、常に安全対策等を徹底して、利用者の安全確保に力を入れていることから、問題はないと考えている。</p> <p>特に、地震や強風、大雨など被害を及ぼす可能性がある自然災害の発生後は、確認する体制が確立されており、日常的に連絡体制が整備されている。</p>							
平等な利用等について		配点 10		指定管理者		所管課	
利用者の平等な利用の確保がされたか				C 4		C 4	
不適切な利用の制限が行われていないか							
<p>【指定管理者の評価】</p> <p>職業訓練のための施設として運営しており、利用者は訓練生のみ利用となっている。</p>							
<p>【所管課の評価】</p> <p>職業訓練に訓練生の利用に限られるため、一般的な利用はなく、特に利用上において問題になることはない。</p>							

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

3 施設の管理経費、経理及び事務処理等について		配点合計 20	14 点		16 点	
施設の管理運営に係る経費の内容		配点 10	指定管理者		所管課	
施設・設備の維持管理の取組みは適切であったか						
経費節減のための取組みは適切であったか			A	8	A	8
収支計画と事業計画の整合はとれていたか						
<p>【指定管理者の評価】</p> <p>施設の設備の維持管理は、常に気を付けている。また、当初計画に基づく経費の支出には、節減に努めている。</p>						
<p>【所管課の評価】</p> <p>市からの指定管理料がない中、自主財源の確保と経費節減に努めている。また、施設の設備の維持管理も適切に取り組んでおり、事業内容から見ても、収支に問題はない。</p>						
事務処理等		配点 10	指定管理者		所管課	
適正に会計処理が行われているか						
業務報告書や事業報告書が適切に作成されているか			B	6	A	8
引き渡した備品が適正に管理されており、その帰属が明確であるか						
<p>【指定管理者の評価】</p> <p>適正に処理するよう努めている。</p>						
<p>【所管課の評価】</p> <p>会計は適正に処理されおり、報告書も適切に作成されている。</p>						

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

4 労務管理面について		配点合計 20	14 点	14 点
職員の配置について		配点 10	指定管理者	所管課
人員の配置、有資格者の配置は適切であったか				
職員の研修計画は適切であったか			A 8	A 8
地域雇用への配慮がなされているか				
【指定管理者の評価】 適正な職員体制づくりに努めている。				
【所管課の評価】 地域のニーズに応えるよう多様な講座を開催し、地元企業などから講師を派遣していただいているなど、地域との連携や適正な職員体制により運営されている。				
労働条件について		配点 10	指定管理者	所管課
労働法規等を遵守した適正な労働条件を確保しているか				
※資料19「労働関係法令遵守に係る確認事項」に基づき両者にて確認を行うこと				
法定三帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）が整っているか			B 6	B 6
給料が遅滞なく定められた期日に支払われているか				
健康診断は適正に行われているか				
【指定管理者の評価】 職員の労働条件については、出勤簿や賃金台帳により適切に管理している。また、健康診断も定期的に受診している。				
【所管課の評価】 法定三帳簿の整備、給与支払い、健康診断等、適正に運営されている。				

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

5 その他		配点合計 20	13 点		13 点	
連絡調整体制の整備		配点 5	指定管理者		所管課	
施設の運営や事故等、必要な報告・連絡が速やかに行われたか						
指定管理者と施設所管課で調整が行われたか			B	3	B	3
指定管理者と施設所管課が互いに協力し、施設の有効活用が図られたか						
【指定管理者の評価】 緊急連絡体制表を整備し、緊急時への対応に備えている。						
【所管課の評価】 所管課との連絡体制表も整備されており、適正に運営されている。						
自主事業の実施・地域への配慮等		配点 5	指定管理者		所管課	
自主事業の内容は適切であったか						
地域との連携ができたか			A	4	A	4
【指定管理者の評価】 ハローワーク大町をはじめ大北管内における各事業所と連携を図り、就職支援を図ってきた。						
【所管課の評価】 大北管内の社会福祉協議会など地域連携や、雇用関係では人材育成支援事業の導入など広範囲にわたり活動している。						
法令等の遵守・個人情報の保護措置・情報公開・特殊事情等		配点 10	指定管理者		所管課	
関係法令等が遵守されていたか						
個人情報保護の取組みは適切であったか						
公正で開かれた施設運営が行われていたか						
業務実施に当たり知り得た情報について適切に管理されていたか			B	6	B	6
施設の特異事情がある場合、適切な対応がされていたか						
施設の特異事情： 特になし。						
【指定管理者の評価】 法令順守に努めている。						
【所管課の評価】 適正に運営されている。						

(別紙)

(総合評価施設：大北高等職業訓練校)

3 当該施設の管理運営に関わる収支(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(予算)	
市	収入	納付金	0	0	0		
		計(A)	0	0	0	0	0
	支出	指定管理料	0	0	0		
		修繕費	149,600	206,662	0	220,000	35,200
		計(B)	149,600	206,662	0	220,000	35,200
差引(A-B)		149,600	206,662	0	220,000	35,200	

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(予算)	
指定管理者	収入	指定管理料	0	0	0	0	
		会費	1,888	1,980	2,464	2,334	3,106
		補助金	2,082	1,980	1,968	1,962	2,898
		雑収入	155	4	19	21	40
		繰入金ほか	6,774	12,382	8,192	6,186	4,534
		計(A)	10,899	16,346	12,643	10,503	10,578
	支出	人件費	3,636	3,873	4,045	3,829	4,091
		光熱水費ほか	232	272	260	338	338
		教材費ほか	374	175	480	658	745
		通信費・広告作成	165	172	176	176	238
		事務局費	5,922	10,536	6,945	4,952	5,166
	計(B)	10,329	15,028	11,906	9,953	10,578	
差引(A-B)		570	1,318	737	550	0	

指定管理者制度導入検討シート（再導入）

所管課

産業観光部 商工労政課

1 施設名	大北高等職業訓練校	2 現在の指定管理者名	大北高等職業訓練校
3 施設の概要	大北地域労働者の職業訓練及び技術の向上を図るための拠点施設		
4 制度導入の目的	大町市の雇用の安定を図る上でも職業訓練施設が必要であり、そのためには当施設の継続が必要である。施設特性から市が直営で運営するより指定管理により、施設運営を行ったほうが効率的である。		
5 指定管理の実績（令和元年度～令和4年度の平均）			
利用者数	81人【内訳 R元(87) R2(79) R3(97) R4(60)】		
収入額	平均：12,598千円		
内訳	会費：2,167千円 入会費：1,998千円 雑収入：50千円 雑収入：8,384千円		
支出額（事業費）	平均：11,804千円		
内訳	人件費：3,846千円 賃借料：276千円 光熱費：422千円 雑費：172千円 雑費：7,089千円		
職員数	職員 3名・嘱託職員 0名・臨時職員 0名（令和5年3月31日）現在		
6 評価	当施設は、労働者の職業訓練及び技能の向上を図るため設置された施設で、高等職業訓練校として、県の認定を受けている施設である。 訓練内容については、大北地域のさまざまな企業が必要としている人材育成や確保に対応していると評価する。		
7 課題等	訓練のメニューによっては、受講生並びに財源確保に苦慮している部分もあることから、訓練メニューの選定については、今後も課題である。		
8 制度運用の適否と理由	適当	職業能力開発促進法に基づく県が認定した職業訓練施設であり、大北地区唯一の職業訓練施設として雇用促進につなげているため、今後も指定管理施設を継続することが必要と考える。	
9 選定方法（非公募の場合はその理由）	非公募	当施設は、労働者の職業訓練及び技能の向上を図るため設置された施設で、高等職業訓練校として、県の認定を受けている。 大北高等職業訓練校理事会は、120事業所が組織する訓練校の役員会であり、訓練校の運営のための組織として密接に関係していることから、当施設の管理を継続的に行うことで、安定的・効率的な運営ができる。	

総合評価の評価レベル

※各項目の評価点合計により総合評価をランク付け

- S：評価した結果、特に優れていると認められる。【総合得点90点以上】
A：評価した結果、優れていると認められる。【総合得点70点以上～90点未満】
B：評価した結果、適正であると認められる。【総合得点50点以上～70点未満】
C：評価した結果、改善が必要であると認められる。【総合得点30点以上～50点未満】
D：評価した結果、かなりの改善が必要であると認められる。【総合得点30点未満】

評価点の詳細

※各項目における視点をもとに、5段階にて評価を実施

- S：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書を大幅に上回る実績や高い市民満足度が得られた内容
A：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書を上回る実績や市民満足度が得られた内容である
B：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書のとおりの実績である。
C：仕様書、協定書等を遵守しているが、事業計画書の実績に一部課題がある（改善指示が必要）。
D：仕様書、協定書等を遵守しておらず、改善の必要性がある（改善指示に未対応である）。

（参考）H30年度までの評価基準

●総合評価の評価レベル

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 総合得点90点以上 | A：評価した結果、特に優れていると認められる。 |
| 総合得点70点以上～90点未満 | B：評価した結果、優れていると認められる。 |
| 総合得点50点以上～70点未満 | C：評価した結果、適正であると認められる。 |
| 総合得点30点以上～50点未満 | D：評価した結果、改善が必要であると認められる。 |
| 総合得点30点未満 | E：評価した結果、かなりの改善が必要であると認められる。 |

●評価点の詳細

- A：特に優れている
B：優れている
C：適当である
D：改善が必要
E：未実施